

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 5

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 6

北九州市告示第 395 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
くるみ薬局門司港店	北九州市門司区栄町 8 番 18 号第一ユタカビル 1F	令和 4 年 10 月 1 日
あんにん薬局	北九州市小倉南区北方二丁目 24 番 10-103 号	令和 4 年 10 月 1 日

北九州市告示第396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月3日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
くるみ薬局門司港店	北九州市門司区栄町8番18号第一ユタカビル1F	令和4年10月1日
あんにん薬局	北九州市小倉南区北方二丁目24番10-103号	令和4年10月1日

北九州市告示第 397 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
北九州八幡東病院	旧	北九州市八幡東区西本町二丁目 1 番 17 号	令和 4 年 10 月 1 日
	新	北九州市八幡東区東田一丁目 4 番 3 号	

北九州市告示第 3 9 8 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 1 0 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
N I N A R U ふじまつ保育 園	一時預 かり事 業	北九州市門司区 藤松二丁目 6 番 2 4 号	社会福祉法人 北九州市門司 民生事業協会	令和 4 年 9 月 2 6 日

北九州市上下水道局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M-187	株式会社光栄建設	井ノ口賀一	北九州市小倉南区横代北町五丁目4番1号	令和4年10月3日
N-169	陽隆設備株式会社	富康陽史	北九州市八幡西区楠橋西二丁目10番10号	令和4年10月3日